

特 116

402

士學士鷺見周保編

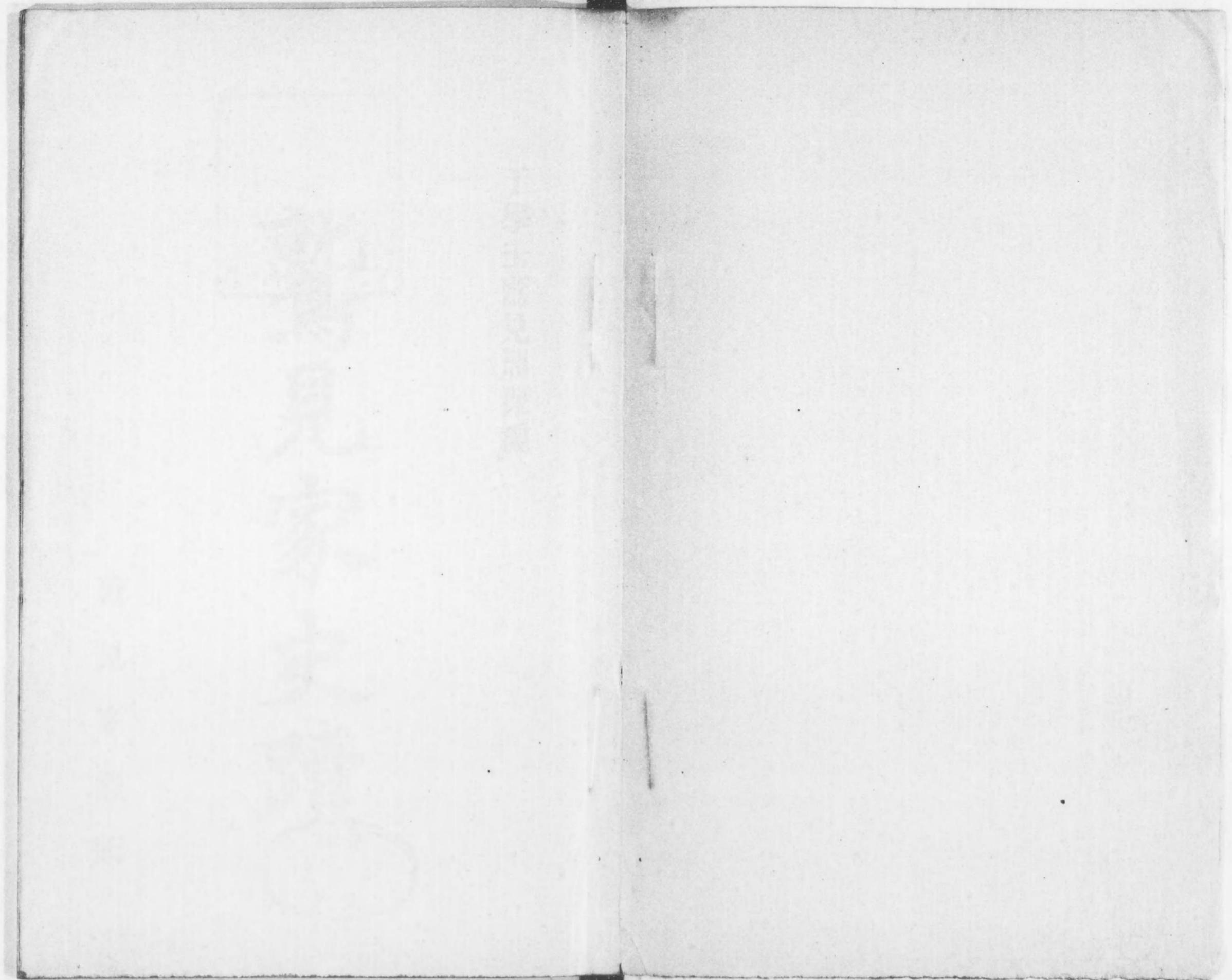
鷺見家史蹟

鷺見家藏版

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





打116
402



鷺見家史蹟

工學士鷺見周保編

鷺見家藏版

大正
13. 11. 5
内交

自序

本書を名けて鷺見家史蹟と言ふ、同族の史實を關係ある古文書に依り推考解説せしものなり、古文書は主として鷺見家軍忠狀及鷺見家譜に據れり、軍忠狀は明應の頃鷺見美作守保重の記せしもの又家譜は享保の頃鷺見甚内の録する處なり、兩者二三の小異はあれども大體に於て一致せり、文書の年代は鎌倉初期に始まり南北朝より戰國時代を経て徳川初年に終るものなれども文書のみにては聯絡通覽に便ならず故に各時代思想と地理的史蹟とを考察して關係ある多數の書籍に依り其史實を攻究せり、尙徳川時代以後に各地に分散したる諸分脈に就きては各其記録新たにして別に調査の必要なく只數件を略述するに止めた

茲に鷺見家史蹟の稿を終りて之を刊行し、宗祖の靈位に供へん
とす、亦他日考査の資とならば幸なり。

二

大正拾參年拾壹月

於東京

正五位勳三等 鷺見周保識

目次

- 第一節 鷺見家の由來
- 第二節 鎌倉時代の鷺見氏
- 第三節 建武中興と鷺見氏
- 第四節 足利時代の鷺見氏
- 第五節 戰國に於ける郡上の鷺見氏
- 第六節 北野城に於ける鷺見氏
- 第七節 慶長の亂と鷺見氏
- 第八節 鷺見氏と神社寺院

鷺見家史蹟目次終

一八〇〇年 鷺見氏が...
 一八〇〇年 鷺見氏が...

鷺見家史蹟

鷺見周保編

第一節 鷺見氏の由來

鷺見氏は藤原氏北家房前の五男左大臣魚名十二世の孫中宮大進武藏權守藤原頼保に出づ、頼保は參議藤原家保の八男にして永曆元年檢非違使尉となり、續いて藏人に進み、中宮大進となれり、今家保の子孫の略歴を記せば左の如し。

參議正三位藤原家保

藏	顯	家	家	家	保
正四位下 播磨守 天治元年十二月任美濃守 天承元年十二月爲土佐守	母遠江守隆宗女	檢別當中納言 仁平四年五月七日出同廿八日薨三十八	母同顯保	正四位下 刑部卿 元永二年正月任美濃守 天治元年十二月爲土佐守	從四位下 攝津守

保藏 從四下 天承元年十二月任美濃守
 家藏 從五下 左衛門佐
 宗藏 從五下 左衛門佐 號八郎大夫
 賴藏 正五下 永曆元年檢尉中宮大進武藏權守 出家
 母 九郎大進
 覺藏 中納言忠宗室
 女 太政大臣忠雅內大臣忠親等母
 女 內大臣雅通室

隆藏 正二位 善勝寺長者 中宮大夫 太宰帥 檢別當權大納言
 母 加賀守高階宗章女
 家明 天養元年十二月任美濃守
 成親 藏人頭
 家教 仁平三年正月任美濃守
 成賴 藏人
 師光

實教
 顯藏 正五下 治承三年十一月十七日解官 建久六年十月任備中守
 季保 判官代 養子
 重保 檢尉 壽永元年七月任

此の如く頼保の一族中には美濃守に任せらるゝもの當時五人ありて常に美濃の消息に通じたりき、或時美濃の山間に大鷲棲むこと天聽に達し、頼保命を奉じて鷲狩に赴き、美濃國郡上郡雲ヶ嶽(今の鷲ヶ嶽也)に於て大鷲二羽を退治し、鷲の子二羽を生捕りて之を天覽に供せしかば、御賞として家名を鷲見と賜はり美濃國芥見庄鷲見郷を永代下賜せられたり、蓋し同地にある靈鷲岩に於て狩せしものなるべし。
 江村北海の濃北記遊に曰く

靈鷲岩孤峰特立三十丈奇秀無比赤松翠柏不假寸土而生茂隼鶻常集其上此の鷲狩に關する傳説は濃北一覽に記されたれども同書の記事年代に就きては信を措き難し、今大日本史に依るに、頼保は永曆元年檢非違使尉に任せられたり、同年大鷲白山神社に社領二石二斗餘を寄進せし事實より見れば此の鷲狩も同年と

推定するを至當とす、即ち後白河上皇攝政の初めにして平治の亂終りし頃なり、左に濃北一覽中鷲狩の一節を記す。之れ鷲見氏の由來なり。

四

時に天皇第二皇子御誕生まします折柄正月二日の御夢に是れより東北に當りて鷲の巢籠り有るを見賜ひ、之れ正夢なり、搜し見るべしと勅命あり、武藏權守は供人三十四人を召連れ、東北を尋ね上りけるに、美濃國長良川に差掛り、鷲の羽根流れ來れり、取上げ見るに、四尺七八寸も有之、鷲の大石打と言ふ羽也、白羽に紺字にて八幡と言へる文字あり、不審に思ひ之れより山奥に鷲の巢あるべき事必定也、神靈なるべしと其羽押戴き郡上を差して登りける、然るに東乙原と言へる所にて休みけるに、遙か向ふの虚空に大鳥舞ひ居るを見て、鷲ならんかと言へば、鷲にあらず、鷲なるべしと言へり、今に東乙原に鷲見ヶ洞と言へる所あり、武藏權守進んで山深く入けるに、其の頃郡上八幡は野原なりける故、小野村に止宿して、其れより上の保明方と手勢を二手に分ちける、持ち來れる鷲の大石羽根は八幡の神靈なれば、此處に残し置き、鎮守になすべしと其所の岩の穴に差置かれけるに、小野村の百姓舉て氏神となすべしとて山の峰に勸

請して堂を建て祭りける、此れ小野村八幡宮の御神體にて、其頃より奇瑞多しと言ふ

さて武藏權守は上の保へ尋ね行き、徳永村より此處彼處の村々に八日逗留せし故、八日町二日逗留せし故、二日町と名けつゝ追々に分け登りて遂に飛州境なる岩高村小左衛門と言へる者の方に止宿し、其近邊の小洞を搜し霞ヶ洞と言へる所に來りける、此處には山口才三郎と言へる者、柴の庵を結び居たりければ、其れに便り、鷲の巢尋ね來りし事の委細を語るに、才三郎申けるは、此の山の絶頂は雲ヶ嶽と言へる高山也、若しや其れにあらんかと言へる故、此處に足を止め、搜し見んと霞ヶ洞に小城大城と名けし陣所を構へ、七日餘り日々才三郎案内して搜し、見れども鷲の巢見へざるに、岩高村小左衛門見舞に來り、永々に相成り如何やと伺ひに、參れり、一先づ私方へ御戻り、御休息可然と申ければ、武藏權守も才三郎へ篤と願ひ置き、小左衛門方へ同導致しける、然るに山口才三郎諸方を見廻る内、或時晝四つ時頃と思ふに、大清水と言へる所へ、鷲の大鳥水呑に來りしを見附け、行先を見るに、雲ヶ嶽の絶頂へ飛び行く、其れより毎日

五

大清水へ心を配り居けるに何時もの如く鷲の水呑に來る事兩三度に及び行く先なる雲ヶ嶽の絶頂は鷲の巢と見へければ急ぎ岩高村小左衛門方へ罷越し武藏權守へ其由申ければ大に歡び直ぐ様才三郎同導して霞ヶ洞へ登りける鷲の鳴聲かすかに二聲聞へければ勇み進みて馳せ上る(此の處を小二聲と言ふ)是れより六七町にして又二聲大きく聞えければ彌々悦び(此の處を大二聲と言ふ)又四五町も登るに鷲の羽根落ちてあれば拾ひ取りて進みける(此の處を羽根落と言ふ)其れより暫く休息して烏帽子を脱ぎ木の枝に懸け賜ひ(此の處を烏帽子掛と言ふ)銘々に物の具携へ武藏權守は大弓を取り手勢打揃ひ雲ヶ嶽へと心ざす深山なれば藪を切拂ひ分け上る遙かに見れば鷲の巢大木の中に入り間近く分け登るに鷲は人の來るを伺ひけるにや傍の枝に大鳥とまるを武藏權守は大弓に矢をつがへきりきりと引しぼり丁と放てば誤たず矢先にかゝり乍ら鷲は人を目掛けて飛び來り摺附かんとせし處を大刀引抜きて刺通す妻鳥を討取りければ雄鳥も續て飛び來りけるを才三郎兼ねて祖先より傳はりし秘藏の大刀にて抜く手も見せず打ち通す遂に二羽とも打取り其れよ

り鷲の巢を手勢の者共に下させ鷲の子を生捕りければ一同の歡び限りなし岩高村小左衛門も其由聞きて伺ひに參り共に歡び同導しける其れより岩高村を向鷲見村と申し才三郎の在所を鷲見村と名け在八ヶ村を鷲見郷と言へり斯して武藏權守は大鷲二羽を打取り小鳥二羽を籠に入れ飛ぶが如くに道を急ぎて都へ上りありし次第を奏上し鷲を獻じければ御満足斜ならず御感悦あつて武藏權守は家名を鷲見と賜り美濃國芥見庄鷲見郷八ヶ村を永代知行せしめらる其後武藏權守向鷲見村に一城を築き普請奉行は稻葉大膳相勤めけるさて山口才三郎には此度格別の働にて事就り其上往古より地附きのものなれば大屋と言ふべく同姓を免されて鷲見大屋九兵衛と改め御紋も圓に劍菱印判も大屋といたし相用ひ候様被仰出格別の御答應ありける云々

頼保は其後宮中に職を奉せしが當時京都は平氏全盛の時代にして之れに反抗せし同族藤原成親は安元三年斬せられ又頼保の長子顯經も治承三年解官となれり、されば其後源氏起るや、之れに好を通じたるは蓋し當然なるべく、續て鎌倉幕府成り元暦二年(文治元年)源頼朝諸國に守護地頭を置くに當り自ら鷲見郷支配の必要

起り、頼保は武藏權守に任せられ幕府の御家人として其子重保と共に美濃國郡上郡鷺見郷に來れり、即ち同地向鷺見に築城せしは同年なる文治元年なり。

八

第二節 鎌倉時代の鷺見氏

頼保の郡上郡鷺見郷に來住せし頃の文書として傳ふるものは左に掲ぐる長瀧寺文書なり、同地白山神社の關係にして權守藤原朝臣とあるは武藏權守藤原頼保なるべし。

白山奉免

可早奉寄寬慶私領田畠等事

右田畠等雖量正先祖代々之私地、以先年之比、爲寬慶乍沾却經數年之後、恣所押領尤不當事也、愷以自今已後、令停止畢云々、但於今者、白山爲御燈明料永久奉免了、兼亦彼御燈明領之内、居住在家、併令除地頭分之所役了、仍殊可令奉寄聖朝國吏乃御願兼而者、可令祈禱地頭貞康息災之由狀如件

文治二年六月十三日

公文様權守 藤原朝臣(花押)
地頭 源 貞康(花押)

頼保は先きに鷺狩に際し小野村に八幡神社を祭り、又鷺狩の後大鷺村に大鷺白山神社及鮎走に口の宮白山神社を祭りて社領を寄進せしが、今又其本社なる長瀧寺白山神社に私領田畠を寄進したるなり、又鷺狩の案内人たりし山口才三郎も長瀧白山神社の分靈を鷺見村に祭りて鷺見白山神社となせり、之れ當時長瀧白山神社は當郷の氏土神なりし故なり。

次に寺院としては當郷に天台宗長瀧寺あり、養老七年の創建に係り、六谷六院三十餘坊ありて一大勢力ありしかば、頼保は寺内に等覺坊を建て、又大鷺村には長瀧寺末無元寺即ち後の長善寺を建立したりと傳ふれ、今は古文書の存するものなし。因に前記山口才三郎は、鷺見村に教願寺なる寺院を建立して鷺見教願寺と稱し、又鷺見姓を甲のし爲め、後年鷺見氏と混同する事多し、爲念附記す。

頼保鷺見郷に來住せし時、其長子顯經は京都に留まりて其家嗣となりしが、後建久六年十月備中守に任せられ、第二子季保は他家に養子し、鷺見郷に父と共に來りし

九

は第三子重保なり、重保は壽永元年檢非違使尉に任せられしが、郡上に來りて後は郡上太郎と稱し父の所領を相傳せり、然るに建仁年間に至り鷺見郷競望の者出たり、即ち美濃國岩瀧郷に小島三郎ありて鷺見郷を濫妨せしも、鎌倉よりの指令ありて重保は其所領を安堵せり。即ち左の文書あり、

此重保は相傳之御家人故不代時□入見參朝夕之勞□安堵□小島於濫妨甚不穩便□

郡上太郎重保重申狀如此停止小島三郎濫妨儘可令安堵之者先度下知了而猶不承引□何様事哉早□追損物如本可令安堵其身之由可令下知仰之狀如件

三月十五日

御書判

遠江守殿

右文書に遠江守とあるは北條時政にして書判は將軍源賴家なり、又小島三郎は尊卑分脈清和源氏の條に、小島五郎重平の子小島三郎重茂美濃國岩瀧郷本土とある者なり。

重保は建仁二年五月父に先ちて卒し、其子家保家嗣となり郡上三郎と稱せり、相傳

の御家人として所領安堵せしかば頼保も老後を安んじ元久元年四月向鷺見村に卒せり。

家保の時代に當りて承久の亂起れり、詳述する迄もなく承久三年夏後鳥羽上皇朝權の回復を計り給ひ、北條義時征伐の令を下さる、鎌倉幕府大に懼れ命を諸將に傳へ、東海東山北陸の三道より竝進せしめ、六月五日武藏守泰時東海道の兵を率ゐて尾張一宮に着す、同日東山道の兵も大井戸美濃國可兒郡土田の渡を渡り東海道の兵と合し美濃國洲俣杭瀬川に戦ひて大勝京都に入れり、七月義時三上皇を遷し奉り主謀の廷臣を流斬し、京方に黨せし公卿武士の所領三千餘ヶ所を沒收して關東有功の將士に分與し、地頭職に補せり、此の時鷺見家保は關東の軍に従ひ左の如く鷺見郷安堵の狀を得たり。

守護所下

鷺見郷下司 郡上三郎藤原家保尋事

右件家保今月四日可申賜武藏守殿御消息云、郡上三郎今度自鎌倉奉附御共令上洛之上且、件郷相傳之由云々、早相尋次第證文可令安堵之由蒙仰之間□全證

人明白也仍可令安堵之由下知如件

承久三年七月 日

守護所 源 御書判(土岐光衡)

郡上三郎家保暇を給て所令歸國也鷺見郷可令安堵給之狀如件

七月十日

書判

萬年馬允殿

家保承久三年七月鷺見郷に歸り翌貞應元年七月長瀧白山權現に吉富一色在家田
島を寄進したり。長瀧寺文書に曰く

奉寄進 白山權現

吉富一色在家田島事

右彼所者任先例依爲_レ帝王國史竝鎌倉殿御祈禱如前々奉寄進之狀如件

貞應元年七月

書判

此の時鷺見郷の南方に接する山田郷に地頭として東胤行の來れるあり胤行は下
總國香取郡東庄三十三郷の領主にして又山田庄を加領し初め劍村阿千葉に居城
せり是れを郡上東氏の始祖とす爾來數百年の間鷺見氏と行動を共にして關係深

ければ茲に之を録す。

郡上三郎家保は貞永元年五月十二日卒し其子保吉及諸保を経て長保に至る弘安
八年長保大番役に當りて京都に上り禁中警備の任を勤めたり家譜にある文書に
依れば長保は祖父家保の名代として六ヶ月の大番役を終り更に其父保吉及伯父
諸保の名に依りて三ヶ月の勤務延長を許されしものなり。家譜長保の條に曰く
美濃國御家人鷺見三郎入道寶佛大番役事於わり安吉分より七月一日至八月
十五日三□□諸保分より八月十六日至九月卅日於_二
内裏二條西土門被_レ物仕候仍執達如件

弘安八年十月四日

左衛門尉 書判

沙 彌 書判

左衛門 書判

此の大番役とは大寶令に諸國軍團の兵士交代して一ヶ年間京都に宿衛するを衛
士と云ひし遺風にして平安朝後期に於ても諸國の武士は交番上京して禁闕を護

衛し、洛中を巡警せしものにして之れ武士の義務なりしなり、頼朝に至りて従前三年の大番役を六ヶ月に縮めたれば武士之を徳とせり、貞永式目にも守護の職務の第一を大番催促といひて、鎌倉時代に於ては武士の最も重大なる義務となしたり。高鷲村鷲見教願寺に寺祖傳來と稱する木製朱塗酒壺あり、名けて大平壺と言ふ、俗傳に、往昔禁裏に大判の節會あり、毎に參朝して天杯を賜るの例なりしが、或年故ありて參朝を缺きければ態々送り越されたる寶器なりと、されど夫は甚しき誤傳と云ふべし、蓋し大判とは大番の誤にて、即ち當郷領主なりし鷲見氏が前記の大番役に當り、禁中に侍せし時賜酒の榮を得たる記念の遺物にして何時の間にか寺に移りたるものなり。

正安三年六月五日長保卒、嗣子を藤三郎忠保と言ふ、正和元年四月東中務丞時常と共に越前平泉寺の勢力を侵して穴馬に進出せしも、時常討死して兵を返せり、蓋し當時鷲見氏及東氏は追々其枝族を増し、勢力を加へ、近郷に膨脹し、後日鷲見猪股兩氏共に越前穴馬の一角を所領するに至りしが、之れ忠保の攻略に依りしものなるべし、其後數年にして後醍醐天皇の御即位あり、鎌倉幕府は既に其末期にして、正中

元年には美濃の國主土岐頼兼、多治見國長等事を擧げんとして誅せられたり、藤三郎忠保及弟藤四郎忠憲は共に勇悍にして英志あり、遂に元弘建武の亂に會し、護良親王の令旨を奉じて起り、土岐氏と共に各所に轉戦して次節記述の記録を遺すに至れり。

第三節 建武中興と鷲見氏

元弘三年閏二月、後醍醐天皇隱岐より伯耆に還御あり、名和長年天皇を奉じて船上山に據れり、鎌倉幕府は足利尊氏を遣して之を撃たしむ、五月尊氏兵を率ゐて丹波に在りしが、護良親王の令旨を奉じて篠村八幡社前に於て志を齎し、兵を班して六波羅を攻む、探題北條時益敗北し、同仲時は三院を奉じて東國に走らんとして近江に向ひしも道通せず、同國番場に於て自殺せり、梅松論に云

其夜は近江國觀音寺の一夜の皇居とす、翌五月九日東國へ心ざして落行く處に同國番場の宿の山に先帝の御方と號して、近江美濃伊賀伊勢の惡黨共旗を上げ楯をつきならべて海道をさしふさぎ攻戰ふ。同七日は洛中にをいて合

戦いたし、明る日八日は野伏共に討もらさるゝ輩馬つかれ進む事を得ずといへども名を惜む兵共は戦暮しけるが通るべき所なかりしかば各討死自害仕るべきよし一同申ければ大將仲時はいはく我等生て君を敵に奪はれんこそ耻なるべけれ命を捨てゝ後は何事かあるべきとて酉の時ばかりに自害する間従ふ輩數百人同しく命を落とすと

三院京都に還御あり、此時驚見藤三郎忠保、こゝに所謂惡黨どもの内に加はりて後醍醐天皇の御味方に參したり、又之れより先き護良親王の令旨を賜はりし事も次の文書に依り明かなり。

美濃國御家人郡上郡驚見藤三郎忠保下賜令旨之間五月八日此下紙切不見九日近江國於馬場前山依致合戰此間二三字切不見荒黨森六郎忠重討死同舍弟七郎重保被疵左條被射之條御實檢之上者下賜

御判可備後證之龜鑑以此旨可有御披露候恐惶謹言

元弘三年五月十二日

藤原忠保上

進上御奉行所

見及之書判

美濃國御家人郡上郡驚見藤三郎忠保五月二十七日令馳參候以此旨可有御披露候恐惶謹言

元弘三年六月一日

藤原忠泰上

進上御奉行所

承了書判

元弘三年六月五日、後醍醐天皇京都に還幸あり、會々鎌倉より北條氏滅亡の捷報到りければ、上下歡喜す、翌年正月改元建武と號し、五月記録所を開きて天皇萬機を親裁し給ふ、又雜訴決斷所を設けて所領に關する訴訟を裁決せしめ、武者所を置きて武士を管せしめ、公卿武將の功を論じ賞を行ひ諸國の國司守護に補したまふ、茲に於て天下一統して政權朝廷に歸りぬ、之を建武中興と云ふ、然るに中興の業未だ熟ざるに、早くも公武相和せず、恩賞の公平ならざりし爲め、將士の新政を喜ばざるも次第に多くなれり、尊氏人心の不滿に乘じ、巧に武士の心を收め、遂に天皇に反せしければ帝業再び敗れたり、此の間僅に二年に過ぎざりき、建武二年十一月尊氏鎌

倉に反旗を擧げ、翌三年正月入京したれば天皇延曆寺に幸し給ふ、尋て尊氏敗れ九州に走り、再び陣容を整へ、四月大擧して東上せり、此間鷲見藤三郎忠保は歸りて美濃に在りしが、土岐頼遠の勸めに依り武家方と爲れり、五月二十五日尊氏湊川に勝ちて京都に入るや、官軍叡山に退き山徒と結ぶ、足利直義命を濃飛の將士に傳へて參加せしむ、藤三郎忠保即ち兵を率ゐて墨俣(洲俣)に出て、土岐藏人頼春の手に屬して近江に入り、六月十四日宮方と森山に合戦し、十六日山城宇治に向ふ、尋て十七、十八、十九日山城西坂本に陣し、六月晦日京都に入り、市街戦と爲りて足利氏の爲めに盡せり。文書に曰く

悦承候了如、仰其城も御心安候歟、何候とも御同心尤所詮に存候相構可被致、無二忠節候者神妙候恩賞の事必可申沙汰候也

建武三年三月廿日

左近將監頼遠書判

鷲見藤三郎殿

御返事

著到

美濃國御家人鷲見藤三郎忠保代鷲見孫八常良申
右著到如件

建武三年六月二十三日

一見了 書判

美濃國郡上郡御家人鷲見藤三郎忠保馳參洲俣、土岐左近藏人殿屬御手、今月十四日森山合戦同十六日宇治罷向、同十七、十八、十九日西坂本中尾致合戦、忠節候畢然者爲後證下、賜御一見狀、増弓箭之勇言上如件

建武三年六月二十五日

進上 御奉行所

一見了 書判

美濃國郡上郡御家人鷲見藤三郎忠保申去晦日馳向二條大宮、屬御手、至五條大宮竹田追懸御敵、抽隨分軍忠畢然者早賜御證判爲備、向後之龜鑑粗所動如件

建武三年七月三日

進上 御奉行所

一見了 書判

當時美濃に於ては宮方尾崎宮あり、建武三年八月忠保歸國し、東常顯と共に兵を發して土岐勢に屬し、十日宮方と武儀郡關、加茂郡迫、山縣郡北野等に戦ひ、次て十三日方縣郡八代城(今稻葉郡長良村八代)を攻め、互に勝敗あり、九月三日城田(今稻葉郡常盤村城田寺)に進み、同二十四日八代城を陥れたり。文書に曰く

美濃國鷺見藤三郎忠保申、今月十日當國於關、迫、北野、馳向御敵尾崎宮、致合戦忠討留數輩御敵候畢、此條東中務丞殿並土岐左兵衛藏人殿代出雲公相共致合戦之上者所見分明候歟、然者爲御證欲賜御一見狀候仍狀如件

建武三年八月十日

御奉行所

承了 書判

こゝに尾崎宮と申すは、先に尊氏の叛を征せんとして東山道より東下し給へる彈正尹宮にして、本朝皇胤紹運錄に

高倉院一惟明親王一交野宮一醍醐宮一尾崎宮

とある御方なり、宮に従へる東濃の諸氏には、伊木津志、中村、纈纈(可見郡)、猿子(土岐郡)、落

合(惠那郡)等あり、宮は東濃信濃三河等の勤王家を勵まして武家方に對抗し給へるものなるべし、次の二通の文書あり。曰く

鷺見藤三郎忠保申、今月十三日馳向八代城、致合戦忠之處、一族孫四郎被疵左、射疵若黨彌三郎被疵右、訖是等子細同時合戦之間、東中務丞土岐左衛藏人殿代出雲公令見知畢、見知之上、同時御合戦之間不及子細候、且給御證判爲備、後日龜鑑言上如件

建武三年八月 日

藤原忠保

進上 御奉行所

承了 書判

鷺見藤三郎忠保申、今月三日馳參城田、屬飛驒殿御手、同二十四日馳向八代城、打入城内、令致軍忠頸一討捕一族孫三郎被疵右、言疵言頸當日被遂御實檢畢、是等次第東中務丞佐竹大夫同時致合戦、令見知者也、且給御證判爲備、後日龜鑑言上如件

建武三年九月廿六日

藤原忠保

承了 書判

按ずるに、飛驒殿とあるは、土岐頼遠の甥にして土岐郡肥田に住せし肥田氏なるべく、佐竹大夫とあるは上有知庄の地頭佐竹次郎三郎義基なるべし。
延元二年二月、藤三郎忠保更に大野郡に於て宮方の軍と戦ひ、大洞(掛斐郡谷汲村)を焼き、三月一日谷汲を襲ふ、此の頃根尾徳山の谷には越前の宮方と通じて勤王を稱へし堀口、根尾、徳山等新田氏の一族ありしが故なり、此の戦功により忠保は新に鷺見郷地頭に補せられたり、左記文書に始めて地頭と稱す。

當國鷺見郷地頭忠保申、屬當御手、燒拂大洞、今月一日於谷汲合戦、抽軍忠候畢、然者早賜御一見狀爲備、向後龜鑑候仍言上如件

建武四年三月 日

一見了 書判

前述の如く當時鷺見忠保は、東常顯と共に南軍討伐に多忙なりき、然るに故人小川休和翁の編したる濃北一覽に兩氏確執して建武三年九月晦日東常顯向鷺見城に

鷺見忠保を降し旗下となすとあるは正しく誤傳にして、若し東氏及び鷺見氏の間
に合戦ありしものとせば、そは應永年間なるべし。(大筋参照)

延元三年正月、陸奥國司北畠顯家西上し、廿四日足近河(木曾川)を渡りて美濃に入る、當國の宮方なる堀口貞満、根尾、徳山の勢を合せて千餘騎、根尾谷を出て、之に合す、守護土岐頼遠は國中の武家方を徴し、手兵七百餘騎と共に長森城を出て、後詰の鎌倉勢なる上杉憲顯、桃井直常と墨俣に會す、此の時に於ける東常顯、鷺見忠保の行動は文書に徴すべきものなきも、兩軍興廢の岐るゝ時なれば、必ずや土岐氏と共に鎌倉勢に加勢せしなるべし、此くして二十八日兩軍大に青野原に合戦し、顯家大勝、桃井及び土岐氏共に創を蒙り、頼遠長森城に退く、尊氏即ち高師直、師泰、細井頼春、佐々木氏頼、同高氏をして顯家の西上を禦がしむ、師直等來りて黒血川に陣す、顯家進む能はず、伊勢に廻りて大和河内に到り、其年五月和泉國安部郡石津(大阪の南方)に敗死せり、青野ヶ原の戦には土岐勢二十三騎を残すのみなりしと云ふ、其の奮戦思ふべし、東及鷺見氏も蓋し土岐氏と同陣なりしならん。

第四節 足利時代に於ける鷺見氏

延元四年八月、後醍醐天皇吉野宮に崩じ、御子後村上天皇即位し給ふ、美濃守護土岐頼遠は其後數年ならずして不敬の罪に因り誅せられ、其の姪土岐頼康守護職を繼げり、興國四年(康永二年)二月七日、鷺見氏も亦藤三郎忠保卒し、其の子加賀丸繼ぎしが、幼少の爲め忠保弟藤四郎保憲後見して數年間の小康を得たり、然るに正平五年(觀應元年)に到り、足利尊氏直義兄弟不和となり、土岐氏にも亦同年七月其一族周濟坊の叛ありて美濃國內動搖せり、太平記に『土岐兵庫頭入道周濟坊忽に謀叛を起し國中を劫略す一族國人を推分て安否を定め兼ねたり』とある通りなり、足利義詮自ら兵を率ゐて守護土岐頼康を助けしかば、八月此の亂平定せり、此年冬足利直義、高師直と權を争ひ、兄尊氏と容れず、宮方に降り兄に抗し師直、師泰を誅伐す、此時鷺見保憲を招けり。文書に曰く

師直師泰誅伐之事早馳參御方可致軍忠之狀如件

觀應元年十一月三日

直義 書判

鷺見藤四郎殿

保憲即ち兵を發して加茂郡に至り、高師直の誅伐に加れり、同郡上米田村大字比久見山中に城趾あり、高師直の居城なりと傳ふる所なるべし、翌年二月、直義更に感狀を送りて保憲を賞せり。

師直師泰誅伐之事、於濃州致忠節云々、尤以神妙彌可勵戰功之狀如件

觀應二年二月十五日

直義 書判

鷺見藤四郎左衛門尉殿

當時土岐頼康は依然尊氏に屬したりしが、師直亡びて尊氏兄弟亦和し、直義再び幕政を視たれば、四月土岐頼康等の罪を宥し所領を安堵せしめたり。此年夏、直義再び義詮と不和を生じ、鷺見保憲を招く、保憲即ち郡上郡内に於て直義の爲めに戰へり。文書に曰く

於郡上郡去四月致合戰功云々殊以神妙也、彌可抽忠節之狀如件

觀應二年八月十日

直義 書判

鷺見藤四郎殿

然るに鷺見忠保の子加賀丸長じて倫人と稱せしかば、尊氏手書して加賀丸を招き、高倉禪門直義を撃たしめたり。

高倉禪門没落北國了、早同心之輩相共可致忠節之狀如件

觀應二年八月十日

尊氏 書判

二六

鷺見加賀丸殿

八月十八日尊氏京都を發し、直義討伐の爲め近江に向ふ、此時直義再び手書して保憲を招き、甚河成圓に屬せしめんとせしが、保憲は其の甥加賀丸の尊氏に應じ士岐氏と共に出陣せんとする際なれば、最早之れに應ぜざりしなるべし。

嗽訴輩誅伐之事、早屬甚河參川三郎入道成圓手可致軍忠之狀如件

觀應二年八月廿六日

直義 書判

鷺見藤四郎左衛門尉殿

九月直義の黨、近江觀音寺に敗れて越前に退き、美濃に於ても九月二十一日鷺見加賀丸等可兒郡伊岐津志城を攻撃せり。

正平七年(文和元年)二月、尊氏直義を毒殺せしが、鎌倉に於ては官軍頻りに勝利を得た

れば、守護土岐頼康は美濃勢を率ゐて入洛し、足利義詮に隨つて近畿に轉戦せり、其間に美濃に於ては舟木兵庫介頼夏宮方に通じ、又原降屋の輩は熱田大宮司昌能と共に石塔頼房、吉良満貞、參川三郎(甚河成圓)に與して尾張に蜂起したれば、美濃守護代齋藤桃之は鷺見加賀丸を率ゐて、三月二十六日尾州犬山寺に、同二十九日熱田に戦ひしが、敗れて墨俣に退き、援を京都に乞へり。

同年六月十六日石塔、吉良、原、蜂屋、宇都宮、參川三郎等は再び長森城に來襲せしが、加賀丸等力戦して之を走らし、追撃郡戸(河渡川)に至る、同年十月加賀丸は更に伊勢阿坂城の攻撃に參加せり。文書に曰く

鷺見加賀丸軍忠事

屬御手三月廿六日尾州犬山寺合戦御敵追落了同廿九日熱田宮御合戦捨身命致忠節之條大將御見知之上者賜御證判彌爲忠節言上如件

觀應三年四月 日

承了 書判

去年九月廿一日屬御手押寄伊岐津志城及種々合戦訖而當年三月十日同屬

二七

御手_二於_二在々所々_一燒_二拂御敵館_一畢其以來雖_レ爲_二片時_一不_レ奉_レ離_二御手_一於_レ致_二晝夜堅固_一處_上六月十六日吉良治部大夫殿石塔殿原峰屋宇都宮參河三郎以下輩大勢寄來之時馳_二向長森_一追_二懸御敵_一至_二郡戶_一追落之條御見知之上者賜_二御證判_一爲_レ備_二向後龜鑑_一粗言上如_レ件

觀應三年七月廿五日

承了 書判(土岐賴康)

鷺見加賀丸申_二軍忠_一事

伊勢國御發向之時屬_二御手_一於_二阿坂城同中村口御合戰之時_一捨_二身命_一致_二忠節_一之條御見知之上者賜_二御證判_一彌爲_レ抽_二忠勤_一言上如_レ件

文和元年十月廿三日

承了 書判(賴康)

翌正平八年も宮方益々優勢にして足利尊氏鎌倉に東征中京都は南軍の攻撃に逢ひ六月義詮後光殿院を奉じて近江に通る土岐賴康手兵三十餘騎を以て供奉し院を池田郡小島頓宮に迎え奉り急を鎌倉に報ず尊氏九月西歸し院を奉じて京都を

復せり斯くて南北兩軍十數年交戦して寧日なかりしが時勢は次第に武家方に有利となり北軍吉野に迫り後村上天皇賀名生に遷り給ふに及び南風愈々競はずなれり。

鷺見藤四郎保憲は此の間郡上に在りしが再び出陣せず甥加賀丸の軍功を見て悦び老後は多く狩獵と土地開發に力を致せり即ち郡上郡の東北馬瀬川上流(飛騨國大野郡の一)榎谷は保憲の開發せし處にして其の子孫榎谷寺を開基したり保憲は應安三年十月二十八日に卒す。

元中年間に至り美濃には土岐康行の亂起りて國內復動搖せり康行は土岐賴雄の子にして義行と云ひしが守護土岐賴康の猶子となり康行と改む其後賴康實子滿貞の生るゝに及び共に足利義滿に仕へ康行は侍所司となり滿貞亦將軍の殊寵を受けたり元中四年十二月賴康卒したれば康行尾伊濃三國の守護を襲へり此の時滿貞康行の代官として京都に在りて康行の女婿直詮反意ありと讒す將軍義滿之を信じ滿貞を尾張の守護職に補し任に就かしむ時に直詮尾張守護代として長森城に在りしが之を聞き大に怒り元中五年(嘉慶二年)五月九日滿貞の兵を尾張黒田に

迎撃せり、康行乃ち兵を發して直詮を援く、將軍義滿は土岐刑部少輔頼世、及び其子頼益(尾張津住み)をして土岐康行及び直詮を討たしむ、兩軍美濃尾張に戦ふも勝敗決せず、幕府更に斯波義重(滿貞の姉婿)、佐々木高秀、鷺見禪峯をして頼世を援けしむ、土岐斯波、佐々木、鷺見の各軍は川手、長森、小島の三城を攻め、閏三月二十五日遂に小島城に於ける康行出奔し、土岐頼益美濃守護となり、斯波義重は尾張守護、又一色詮範は伊勢守護となれり、禪峯も亦鷺見郷の地頭職を得たり。文書に曰く

康行退治事、馳向在所、可被致忠節之狀、依仰執達如件

明德元年閏三月六日

左衛門佐 書判

將軍書判

鷺見中務少輔入道殿

美濃國郡上郡内鷺見郷河西河東地頭職事、任相傳、鷺見中務少輔入道禪峯可令領掌之狀如件

明德二年九月六日

然るに此の動亂後、美濃には尙康行の殘黨多くして平和を見るに至らず、鷺見郷に

も却つて違亂者起るに及び、禪峯幕府に其所置を乞へり、翌年六月管領細川勝元は書を美濃守護土岐頼世に下して其違亂を退けしむ。文書に曰く

美濃國郡上郡内鷺見郷河西河東地頭職事、鷺見中務少輔入道□去九月六日安堵事候此上者宜爲上載候□粗忽不可有弓箭之儀早速山□行之儀可被歸參之由也仍執達如件

明德二年十一月一日

毛利

左京亮 判

五井

於 河 判

蜂須賀新左衛門允殿

鷺見中務少輔入道禪峰申、美濃國郡上郡内鷺見郷河西河東地頭職事具狀具書如此、早止伊賀彦十郎時明違亂、全禪峰所務可被執達、請取之狀、依仰執達如件

明德三年六月三日

右京太夫(細川勝元)

三二

土岐刑部少輔入道殿

此年閏十月、後龜山天皇武家方の請を許し、京都に還御ありて神器を後小松天皇に授け給ひ、南北合一して茲に多年の紛亂平定しけるが、美濃には依然守護家と康行の殘黨との反目止まざりき、應永六年に至り大内義弘反し、土岐賴益其討伐に加はりし閑に乗じ、土岐直詮は足利滿兼、京極五郎等と諫を通じて守護家に反抗す、賴益即ち師を班し、直詮の軍と稻葉郡高桑、長森、川手附近に戦ひ、大に之を破り、直詮遂に長森城に自盡せり、而して此の影響は又々鷺見郷に及びしが、翌年四月幕府は再び美濃守護をして鷺見郷競望者を退けしむ。文書に曰く

鷺見彦五郎氏保申、美濃國郡上郡内鷺見郷河西河東地頭職之事具狀書如此
早止安東三郎競望可被全氏保所務之由所被仰下也依執達如件

應永七年四月廿五日

沙彌書判

土岐美濃入道殿

當時東家は常顯卒し、其子中務丞師氏の世にして次子益之と共に篠脇城に在り、益

之英才にして近郷に威を振ひしかば二見町に在りし其一族安東三郎が鷺見郷競望の事ありしも此れが爲めなるべし、斯の如く明德二年以來東氏の一族にして屢々鷺見郷を壓迫し、幕府は其都度美濃守護に指令して之を退かしめしが、應永十六年九月に至り守護土岐賴益は遂に兵を發して東氏を攻撃せり。

遠藤家御先祖書に曰く

應永十六年東四郎殿依御煩土岐殿郡上を心掛け九月十日悉氣良中之保まで
攻來り候處中野川構要害御防無事に成る

又郡上東家御系圖に

九月十日一家悉く氣良庄中保迄來り候處、中保入津村にて相防ぎ、又中野口は
川通箱坂構要害御防和談無事に成依て合戦無之

とあり、蓋し土岐氏の軍は二隊に分れ、一隊は武儀郡金山方面より和良川に沿ひて中保に進み、他は洲原方面より郡上川に沿ひて中野川に進出せしものにして、此時鷺見氏は勿論土岐賴益に應じたるべく、東氏は土岐氏及び鷺見氏と和議を結び事なきを得たり、蓋し東、鷺見兩氏は承久以來の舊知にして共に土岐守護を助け來り

應永十六年以外には兩氏衝突の記録を發見せず、されば濃北一覽に東常顯鷺見忠保を向鷺見城に攻めたりとあるは恐らく此の時なるべく、即ち東益之鷺見氏保を攻取らんとせしも守護土岐頼益の來援により和議成りしものなるべし。

應永二十一年美濃守護土岐頼益卒し、翌二十二年伊勢に北畠氏の亂あり、氏保は東益之と共に伊勢に出陣したるものか、左の文書あり。

北畠少將滿雅朝臣對治事不日令發向屬守護人手可抽忠節之由所被仰下也仍執達如件

應永二十二年四月十六日

沙彌 書判

鷺見中務入道殿

應永二十四年五月禪峯卒す、東益之も多くは京都に在り、郡上の天地の平靜となりしを悦び、其の後應仁の大亂に至る迄は別に記すべき事柄なし、東益之は嘉吉元年に卒し、栗栖城には其子氏數あり、又鷺見氏保も文安元年六月卒し、其子行保嗣ぎ鷺見城に居れり。

第五節 戰國時代に於ける郡上の鷺見氏

應仁文明以後に於ける鷺見郷には、鷺見彦六行保ありしが、自ら出陣して中央の戰禍に投ずる事なかりしも、其子孫は多く戰歴を有せざるは無かりき、行保に四男あり、伊豫守保照、美作守保重、大學助保兼及新左衛門保房と云ふ。

伊豫守保照は庶子なりしものか家を繼がず、又鷺見郷も一城にては戰國の備へ不充分なりしに依るか、鷺見郷に入るべき關門なる劍村に一城を築きて之に據れり。永正十一年伊豫守保照卒し、其子市兵衛貞保の時に至り、栗栖城に於ける東常慶と隙を生じ、天文十年六月十八日貞保遂に劍城に自盡せり、蓋し東氏は同年越前の朝倉氏と戦ひ、之を撃退したる餘威を以て鷺見郷の一角を取りしものならん、濃北一覽に其戰記あり、曰く

天文十年栗栖篠脇の城主東常慶劍目城の鷺見市兵衛貞保を攻亡さんと企て軍勢を催しけるに鷺見家にも其由聞つたへければ手勢を集め評定して軍兵の用意をなす篠脇の城にてははや出陣を催し一番手に餌取肥後二番手に日

置主計助三番手に松井縫殿助雜兵を携へ劍の宮に陣所を構へ八陣に備を立つ城方には鷺見藏人川尻備中森左膳大將鷺見貞保上段下段と軍陣を構へ今やおそしと待ちかけたる篠脇勢正面より押寄せたれども城方の者鐵砲霰の如く近き難ければ晩景に及ぶを待ちて池戸内記遠藤唯右衛門三木三十郎各務土屋等城の裏手より責め寄せけり城兵死を決して防ぎ森左膳突進して主計と戦ひ共に討死し川尻備中も亦餌取肥後と戦ひて死すかゝる間に搦手の軍は將に城壁に迫りたれば貞保即ち幼子千代丸を老臣餌取廣綱に托して遁れしめ遂に自盡し鷺見藏人之を介錯して共に自殺せり搦手より乗り込みたる篠脇勢は城に火をかけたれば城兵半は討たれ逃れ失せける

註に曰く其後餌取廣綱は千代丸と共に美濃國西牧谷へ落行き千代丸成長の後信長公へ願出ければ時の八幡城主遠藤盛數へ使を以て鷺見此度願出につき疎かに難相成其方にて養育有之哉此方にて召抱可申哉否承り度と申出られければ盛數公早速に申請鷺見千代丸家臣餌取廣綱共に大島村を所領せしめける

鷺見行保の次男美作守保重は文明の頃土岐成頼の部將として弟新左衛門と共に各所に轉戦し山縣郡北野其の他に多くの所領を得たれば遂に鷺見城を出て山縣郡北野に居城するに至れり此の城の興廢は文明以後弘治年間迄約八十年にして即ち戰國時代の美濃騷亂に際會したれば以下節を改めて記述すべし。

鷺見城は明應三年六月二十日行保卒去の後三男大學助保兼居城せしが保兼嗣子なく美作守保重の子保光入つて之を守れり然るに天正三年に至り金森五郎八越前攻撃の時此の城も一時歿落し保光等は同郷上野に遁れたり。金森系圖五郎八長近の條に曰く

仕信長賜長字天正三年攻鷺巢城有功同年信長攻加越二州長近發濃州越前大野郡拔城討賊者若干也信長感而賜大野三分二城築大野郡居云々慶長十三年卒八十四

高鷺村長善寺記録にも亦此の戦を記せり天正七年保光卒し其の子孫多くは岐阜に出て齋藤及び織田氏に仕へたれば鷺見城は保照の孫鷺見兵庫保直入りて居城せり鷺見兵庫は遠藤盛數に従ひ其の子孫も亦遠藤氏に仕へたるもの多し。

第六節 北野城に於ける鷺見氏

三八

北野は美濃國山縣郡山縣村の内にして、往古大神郷(又大竹郷)の一部なり、大智寺前の小山に在りし三輪明神を中心として東は宮の上、南は水流を隔て、上野又井野と稱し、西北一帯の地を北野と呼べり、天文三年の大洪水以前には武儀川は世保、太郎丸、高富、岩崎を経て長良川に合したれば、北野は武儀郡上に至る關門を爲し、且西南又は西北各二里にして岐阜又は大桑に達すべく、此兩城を中心とせる美濃中世史には多くの史蹟ありしも、今は古文書の傳ふるもの少なく、僅かに残れる神社、寺院、堀趾、井戸、及附近の地名によりて當時を偲び得るのみ、北野城は、北野の内人家稠密せし里と云ふ所に在り、其本丸は東西約二丁、南北約四丁にして堀を廻らし、四隅には祭神あり、津島社、天満宮、白鬚社、觀音堂是れなり又水利の便少なく、堀には宮の上より開溝して其水を得たりき、今城に關聯せる地名を擧ぐれば、
城屋敷、堀、端、兼、廣、陣、口、勢、引、竹、腰、佐、渡、
稻、葉、神田洞、小神田、大矢洞、人切洞、尾、崎、總、門、

寺院の主なるものを大智寺とす、明應九年五月美作守保重、廢寺を再興し、悟溪八哲の一人玉浦禪師を請じて中興開山とし、境内及び山林と共に永代寺領十八石八斗を寄進せり、當寺には美作守保重の墓、畫像、玉浦禪師書法名の軸、及び保重の子直保の木像あり、畫像には大德寺雪岫禪師贊して曰く

當時壇越 前作州太守天游元光居士肖像

藤家後胤作州太守忠義路正威風雷同遊六藝、誰敵斯公、腰間利劍、顯露戰功、手裡扇子、播揚仁風、脫入願海、歸仰祖宗、建寺度僧、爲法忘躬、無喝三昧、游戲天宮、塵々解脫、法々圓融、幸自十方、思碧荷強、五彩畫虛空

永正十七曆庚辰八月十八日

前大德雪岫瑞秀贊焉

大智寺は雲黄山と號し、玉浦禪師左の黄山十境を撰めり、

鉢孟峯 飛鷲岩 臥龍松 悲退檜 梅谷泉
鷺子石 搬土橋 雲土圍 得月池 大悲閣

大智寺の塔頭としては當寺左の十六寺を算せしが、今は數ヶ寺殘るに過ぎず。

三九

寶塔寺 慈航庵 龍澤庵 聞性庵 岩松庵 三要庵 梅泉庵 龍鼻庵
 廣澤庵 法泉庵 曇溪庵 得月庵 幽村庵 梅月庵 治雲庵 寶林庵
 今北野城の興廢を記すに當り、美作守保重及其後の城主の在城年間と其年代を示せば左の如し。

鷲見美作守保重又直重直頼云 自文明十年 至永正七年 三十三年間

鷲見美作守保定 自永正八年 至永正十四年 七 年間

鷲見美作守直保 又光實云 自永正十五年 至天文十六年 三十 年間

鷲見新藤治忠直 又範綱云 自弘治二十年 至弘治二十年 六 年間

鷲見美作守保重は郡上郡鷲見城主中務少輔行保の子にして、文明の頃土岐成頼の部將として各所に轉戦し、功を積み、山縣郡北野其他に於て所領を得たり、北野には五百貫ありしと傳ふ、元來郡上郡鷲見郷は土地僻遠にして美濃中央の勢力に列するに不便なれば、當時鷲見郷を出て、北野に居城せしものなり、其の後長享年中尾張小熊にも所領を得たり。葉栗見聞集に曰く

尾州小熊の保中飛鳥井亞相の領所去る庚正二丙午年建仁寺祥雲院號賣寄進の

御布其後長享年中鷲見美作守自祥雲院右者買得刻以吹舉狀常德院殿御判令領戴及其時御下知嚴重之事故然者當方領分は勿論之處飛鳥井殿立却て違亂之儀候哉無覺東候子細之義鷲見可任旨得其意勢州申進候當御代竝御下知等申沙汰可然候 恐惶謹言

六月十二日

政房

遠藤丹後守殿

左記文書に徴するに、鷲見美作守保重は明應の亂に於て初め土岐成頼に加擔し其所領を山縣郡高富に得たり。

當方儀別而加擔の由候間於當國山縣郡百貫之地進之猶山田修理可申者也仍如件

明應三年寅三月十二日

土岐左京權太夫

成頼 書判

明應四年、五年に於ける兩度の船田合戦は、美濃中世に於ける大亂なり、此の亂に際し美作守は、文明以來成頼の知遇あるに依り、初め之に加擔せしも、而も土岐政房は正當の嗣子なれば、船田前亂には遂に其の去就を決せず出陣する事なかりき、然るに明應四年七月石丸利光船田に敗れ、九月五日成頼職を政房に譲りたれば、茲に土岐家擁護の義理明白となり、美作守は弟新左衛門以下を具し、政房の部將として明應五年五月茜部に出陣し、次て鶴山に到り、城田寺攻撃軍に加はれり、五月二十日鷺見新左衛門は打越山に戦死せしが、翌六月城田寺城は遂に陥落して石丸利光亡び成頼は無事政房に迎えられて加納城に入り、茲に船田後亂を終れり、新左衛門の法名を宗泉居士と言ふ、墓碑大智寺に在り。

明應八年の頃美作守は病を得たるものか、左の文書あり、當時の狀況を知るに足る。

御書委細拜見仕候仍私歡樂斗御懇蒙仰候忝畏入存候法眼御藥色々申請たへ候て養生仕候間得減候乍恐御心安可被思召候就中汾陽寺御引得岩村郷内若宮修理田事に付從汾陽寺之御狀竝賣券之案文貳通被下候心得申候禰宜を召

寄相尋可申上候聊以不可有如在候儀候以此旨可得御意候 恐惶謹言

明應八年七月十日

鷺見美作守直重書判

彈正殿

人々御中貴報

其後十數年を経て永正七年に至り、美作守は齋藤利良と隙を生じ、八月十八日齋藤勢急に北野を攻めて陣口の合戦となり、此時保重大智寺山下に自盡せり、今此の戦争の狀況を考察するに、船田の亂後齋藤利國、利親は近江に戦死し、利親の子利良嗣ぎしが、幼年なれば伯父利安後見せり、然るに利良長ずるに及びて霸氣縱横、後には守護土岐政房を凌がんとし、先づ其第一矢は北野に向けられたり、即ち美作守は、文明十二年利良の父利親を敵として戦ひ、船田の亂には政房を助け、常に土岐家の擁護に任し、齋藤氏の意を迎えざりしかば、利良は事を構へて急に北野城を攻落せしなり、保重は美作守直重又直頼とも云へり。笠井系圖時廣の條に曰く

濃州北野城主鷺見美作守直頼公御近習勳直頼公同所陣口之合戦時廣討死

陣口の合戦は、永正七年八月十八日に起れり、保重其衆寡敵せざるをけれども、而も自己の居城を去るに忍びず、且つ部下の勸め止み難く、即ち妻子は松影方(妻の家)へ遁れしめ、自己及び決死の小勢を以て齋藤氏と一戦せり、左に北野戰場記の一節を記す。

永正七年庚午八月鷲見殿は北野の城に歸城して老臣共呼集めて色々御相談なり此作州殿は元來武略の人故落行心なし先妻子は民家に預け家中の老若は御領分村々へ預け或は山奥へ送り其上城中の諸道具戸障子疊等迄望次第に分取らせ金銀米をば名主に引渡し預け人に應じて割渡し誠の明城にして齋藤の打手來らば直ちに腹切らんと相待れける時に若者共申けるは此儘生害せん事殘念也一戦して御主人の御供仕度段申ける誠にあはれの次第なり時に美作殿仰られけるは愈其望ならば一軍すべし此城は地方惡ければ此所を捨て大智寺山に引籠り其れより三輪口に陣取り敵を引請戦ふべし先づ北野は前は三十町に五十町の廣き田畑なり東は林山茂りて人數の多少知れず仕掛けによろしとて大智寺門より三輪山迄大旗指物あけて陣取りける三輪

口に白地の幕一町許張り是は味方の小勢を隠す手立なり其日九つ半頃に早齋藤勢は五百騎許押寄ける岩村山より見れば三輪口に軍勢見ける故ときをつくり眞一文字に廣き畑中へ二手に成て押寄ける作州は三輪口より一丁許押出し村井三郎左衛門近松兄弟等一番に進み兩陣互に抜き合ひ半時許戦ひしが追々鎗弓太刀打繁く齋藤勢は廣き所なれば手負多く殊に二手になれば小勢なり後は一手になりけれども矢先多ければ難義なり齋藤方より先づ引取れと下知しければ兩陣互に引分れる此二時計りの戦に齋藤方は手負討死百三十人ばかり十一人は召取也作州方にも手負六人なり行暮れて岩村山迄引取り齋藤勢申しけるは今日の合戦廣き所に味方小勢にて難義なり本陣へ加勢乞明早朝三輪口へ押寄せ戦ふべしとて其後は岩村山に大篝火をたき休息しけるなり三輪口も篝をたき難被計用心する也作州初め侍衆も大智寺へ行きて宿陣す時に作州申けるは此方は小勢なれども今日の戦は充分の利あり敵方は五百騎計と見えけれども明日は十倍すべし所詮叶はぬ軍なれば今曉吾は切腹すべく何れも勝手次第に落行べしと申されけれども家中の名

々何所迄も御供仕とて落行く人は一人もなし然ば名残りに酒宴を初め其後腹切るべしとて夜の更くる迄酒宴あり作州殿は當寺の和尚にも厚く御世話の御禮あつて被申けるは當寺にて席をけがすは後日の難義なり東の林に入りて心よく生害致すべしとて寺より一町計東なる山に入りて切腹致されける忠臣義士の御近習侍十三人迄追腹切て死にける方丈才智の人なれば直ちに御弔あつて其所に埋め寺中の僧たち打寄墓に青き苔を植て薪を積み隠しける作州法名天游元光居士今に傳て大智寺に御縁儀あり十三人の勇士も塚あり残りし人々は大智寺の裏山より跡部大矢田邊は御領分なれば武儀郡より郡上の方へ落行ける其夜明け方に齋藤勢千餘騎計三輪口へ押寄見れば簀計にて人は一人もなし扱は夜の内に落行たりとて所々へ手分けして尋ねけれども出合者一人もなし漸く日暮れに大智寺に來り和尚に對面して尋ねければ和尚仰には此程世間やかましければ門をめて出入せず一向様子知らずと被申けれども心元なく思ひて寺内ことごとく尋ねさがせども見出す能はず是非なく總勢引取り不殘落行しと注進すれば打手の人々は犬に不首尾

なりけり然乍ら智勇勝れし作州なれば齋藤もさして吟味せず打捨をかれける元來鷺見殿は姓は藤原氏なり郡上に住居す今に郡上には鷺見村と言ふ所あり三輪の西入口を今に陣口と言ふなり岩村山の東を此の時より勢引山と言ひけり云

美作守保重の墓碑は五輪塔にして、天游元光居士永正七年八月十八日の銘あり、明治三十六年承天老師別に大智寺殿前作州太守天游元光大居士及び殉死十三士の碑を建てたり。

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 林田新五右衛門重治 | 瀧口兵太夫元之 | 牧田權十郎定賢 |
| 金谷半之丞利政 | 長谷部藤左衛門守行 | 岡野源五衛門政周 |
| 小倉定之進久眼 | 戸倉孫七郎高通 | 原田一見一唯 |
| 松根源太兵衛久保 | 青木三郎左衛門宗倫 | 宮崎軍治兵衛氏久 |
| 久津見伊藤太義方 | | |

此の北野落城は土岐家の勢力削減なれば、政房は其後保重の子保定をして再び北野城に入らしめ、美作守と稱せり、然るに齋藤利良の勢力は益々加はり、遂に土岐政

頼を援けて政房頼藝を除かんとし、永正十四年十二月合戦大勝を得るに至れり。
宜胤卿記に曰く

四八

永正十五年一月五日晴晚陰小雨松殿宰相來今日下濃州次四條宰相と下濃州
云々去年十二月於美濃土岐與齋藤新四郎利貞合戦土岐負及大破之間就知行
事所下向也

永正十五年八月十三日晴

勸黃長來四條宰相來談云濃州去十日敗北齋藤新四郎伴土岐子引越前堺土岐

父殘云々

美作守保定は此の時土岐政房方として出陣せしも、不幸にして山縣郡赤尾に戦死
す、墓碑に前作州太守寶苑瑞玉禪定門永正十四年十二月二十七日との銘あり。

因に、此墓碑は五輪塔にして初め赤尾村觀音堂の南に在りしが、明治四十二年富
岡村高木鷺見久太郎其銘石を自己の宅地に移して墓碑の臺石を新にせり、臺石
の文字は、事實と全く相違す、後日の爲之を附記す。

然るに翌年八月、土岐政房大勝し、齋藤利良、政頼と共に越前に走りしかば政房は保

重の二男直保をして北野城に入らしめたり、直保は美作守と稱し、政房及頼藝に歴
仕して天文十六年迄三十年間北野に在城せり。

保定と直保の母は松野殿とて松影氏に出づ、永正の争亂に夫君及び其長子を喪ひ
領分高富村に退隱せり、直保即ち母のために一寺を建立し廣嚴庵と言ふ、母は享祿
元年二月朔日卒す、法名廣嚴院殿松岳理貞大姉、墓碑及び書像は同村廣嚴寺に在り。
之れより先き、西村勘九郎は土岐頼藝の寵を得て次第に勢力を加へ、大永七年八月
二十日守護土岐政頼を攻めて越前に走らしめ、頼藝守護職と爲れり、享祿三年正月
勘九郎は、其主齋藤利安を弑して自ら稻葉城主と爲りしが、天文七年九月守護代齋
藤利良死するに及び、更に土岐頼藝をも除かんと謀れり、時に頼藝は大桑城に在り
て、策應しければ、大桑の左翼なる北野城も修築の必要起り、直保は部將笠井直時を
して土工を起さしむ、天文七年二月其の工成り城の要害を加へたり。
笠井系圖直時の條に曰く

初仕土岐頼藝公後仕北野城主鷺見美作守直康公或時直康公曰此城有濠無水
難可得此水哉直時進出得水何難申上直康公御下知有而被申付此役勳普請役

四九

爲御城之要害從宮上堀通堰水無恙普請成就直康公有御覽水漫々恰蒼海御喜
不斜天文七戌年春二月十五日於御殿賜諱直之一字及陣笠云々

其後十年ならずして愈々土岐氏滅亡の時來れり時は天文十六年十一月二十二日、
齋藤秀龍大舉して急に大桑城に迫る、鷺見美作守直保は一族を具して同城に到り、
土岐頼藝の爲めに奮戦せしも、翌二十三日遂に戦死し、頼藝も同夜城を出て、尾張
に走り、織田信秀に依れり、美作守直保又直康の法名は宗勘居士、諡して前作州太守
忠道宗勘大居士と云ふ。笠井系圖直時の條に曰く

天文十六丁未冬十一月二十二日大桑城主土岐美濃守頼藝公與稻葉山城主齋
藤秀龍俄及合戦秀龍以大軍押寄大桑城直康公御從弟新藤治忠直公始直時治
時以下五千騎馳集大桑日夜散火花相戰敵大軍味方小勢也不運直康公討死有
直時亦於此討死同二十三日入夜忠直公以下主從七騎落行云々

其後天文二十年三月十日新藤治忠直再び北野城に入れり、忠直は大桑落城後一時、
方縣郡木田に在りしが、齋藤道三迎えて北野城に歸らしめたり、然るに數年ならず
して又もや弘治の亂起る、即ち齋藤道三と其の子義龍との合戦なり、此戦は弘治元

年長良川邊に始まり、道三退きて北野城に籠れり、翌二年四月道三北野を出で、再
び長良川に戦ひしが、四月二十日敗戦して小牧源太の爲めに討たれたり、新藤治も
亦竹腰攝津守尙光と共に戦死し、北野城も此時兵火に罹れり。

笠井系圖治時の條に曰く

仕鷺見美作守直康公父直時於大桑討死後直康公御從弟鷺見新藤治忠直公始
治時以下近松新吾迄七騎隨敗軍落居方縣郡木田之館經年月天文二十年春三
月十日忠直公之御供仕入北野城于時弘治元年同二年齋藤秀龍與一色義龍及
合戦主君於長良川討死有於此切腹仕處近松新吾馳來曰重調軍兵勝負可任時
之運也從此諫言近松新吾住居以前之屋敷者皆兵火而燒失依建小庵與土民送
一生云々

鷺見直保の弟大學助保光は、此戦に於て一色義龍に従ひ稻葉城に在りしが、義龍の
死後、其子龍興に歴仕して美作守と稱せり、其後永祿十年八月に至り、織田信長大舉
して急に稻葉山に迫るや、龍興遂に城を出て船にて長島に退く、大學の子藤兵衛次
定は龍興に従つて長島に到り、更に近江に轉戦せしが、大學助及其子定重は高富を

經て郡上に歸れり、定重數代の孫に宇太夫保幹と言ふ者あり、藤井の松平忠周に仕へ、信州上田に住す、同地鷺見氏の祖と爲す。

又鷺見新五郎なるものは、大永年間土岐頼藝に仕へて各所に轉戦せし史蹟あれども、其子孫詳かならず、今稻葉郡城田寺村に眞宗法勝寺あり、鷺見姓にして大永四年八月空爾上人を開山とせり、上人は天文十年六月十日寂、今其俗名を詳かにせずと雖、口碑によれば當時の武士なりと傳ふ、上人或は新五郎の後身なるべきか、後證を待つ。

第七節 慶長の亂に鷺見氏

元龜天正の戰國時代去りて後、美濃に於ける大事變は言ふ迄もなく關ヶ原合戦なり、鷺見氏の末流にして此の合戦に参加せし者ありしを以て、之を略説して此記事を終らんとす、同合戦に關係せし者左の五人なり。

鷺見五郎兵衛直保

鷺見猪右衛門正保

鷺見久左衛門(兼兵衛)次久

鷺見忠左衛門保義

鷺見喜平次

天文十六年大桑城に戦死したる鷺見美作守直保の孫に五郎兵衛直保なるものあり、初め山縣郡高富に在りしが、池田信輝及び輝政に歴仕して天正の末參州吉田城(豊橋)に住めり、慶長五年關ヶ原の合戦起るや、輝政に従ひて先づ岐阜城を攻めて織田秀信を降し、進んで關ヶ原に到れり、役後播州姫路に移り千餘石を領す、慶長十八年輝政卒去の後は池田忠繼、忠雄に歴仕して備前岡山に在りしが、寛永九年池田光仲に従つて鳥取に到り、更に伯州米子に移り、寛永十年十一月二十九日卒す、法名正禪院三要道意居士と云ふ、直保の後は世々米子に在りしが、數代の後鳥取に移住す、同地鷺見氏の祖なり。

五郎兵衛直保の長子にして山縣郡高富の家嗣と爲りし者を猪右衛門正保と云ふ、慶長五年關ヶ原合戦に當り、小早川秀秋に従つて戦功あり、同年秀秋に従ひ備前岡山に到り三百五十石を領せり。其目錄に曰く

知行方目錄

一、貳百石

備前邑久郡須惠村之内

一、百五拾石

美作真島郡江川並神代村

合計三百五拾石

右令扶助訖全可領知者也

慶長五年霜月十一日

秀秋 書判

鷺見猪右衛門どの

然るに慶長七年秀秋卒し、嗣子なく、家斷絶せしかば正保一時高富に歸れり、正保兵學を好む、左の文書あり。曰く

廣見廻世界之兵家之位正法人未識譬不辨之我出似尋日月之光昔前從已來有兵用之法言名號而被守傳而今勤處何然如學猿猴三人明爰以學覺同未學云々
窃于朝鍛夕鍊而案兵的當之法在前忽而都在心關之希明道處新有廣々道且而不學者誰續見監本望處天上天下唯我獨尊我兵法之知識也

春風桃李花開日

秋露梧桐葉落時

慶長十五年三月吉日

天下一新免武藏守

藤原義貞 書判

鷺見伊右衛門殿

正保は其後作州津山に到り、森左近太夫忠政に仕へ、二百石を領せり、正保元年正月二十日病を得、四年三月祿を三男次郎左衛門に譲りて高富に歸り、慶安五年四月二十五日卒す、法名金性院英玉快雄禪定門と云ふ、墓碑廣嚴寺に在り。

正保の嗣子にして高富に在りし者を善右衛門光保と云ひ、以後高富に住めり、又正保の末子に八右衛門久保あり、大坪流の馬術に長じ、慶安三年より郡上郡八幡城主遠藤備前守常友に仕へて多くは江戸に住めり、明暦三年には江戸の大火に遭ひて盡力せしが、元祿五年遠藤家斷絶して以後高富に歸り、元祿十五年九月十九日卒す、法名久昌院智源意足居士と云ひ廣嚴寺に葬る。

慶長五年池田輝政等の岐阜城を攻むるや、其城主織田秀信の爲めに奮戦せし鷺見久左衛門なる者あり、之は永祿十年齋藤龍興と共に勢州長島に走り、後近江に轉戦

したる鷺見藤兵衛次定の嗣子なり、久左衛門は又藤兵衛次久と云ひ、慶長五年八月十五日岐阜城没落の後は信州に到り、小諸城主仙石秀久に仕へ、佐久郡に於て七百貫を領せり。秀久の文書に曰く

爲加増申附知行分事

貳百貫文小宮山組之内

右令支配了當物成より遣之條全可令領知仍如件

慶長九年九月六日

秀久 書判

鷺見藤兵衛殿(次久)

次久の嗣子を九郎右衛門次吉と云ふ、仙石秀久及び忠政に歴仕して祿高三百三十貫なりき。秀久及び忠政の文書に曰く

爲知行遣分之事

百貫文 平尾之内

右令支配畢全可領知者也

慶長十一年正月十五日

秀久 書判

鷺見九郎右衛門殿

被下知行分事

百三拾貫文 平賀内

右令支配畢全可領知者也

慶長十八年九月十六日

秀久 書判

鷺見九郎右衛門殿

爲支配知行百石

令扶助了 全可領知者也

寛永二年十二月朔日

忠政 書判

鷺見九郎右衛門殿

次吉は寛文五年九月十四日信州上田に卒す、年七十八、法名心叟、康安禪定門と云ふ、上田にありし鷺見久左衛門の祖なり。

鷺見兵庫の子鷺見忠左衛門保義は、遠藤慶隆に仕へて家老職たりしが、天正十六年遠藤氏加茂郡に移封せられし時之に従へり、其後慶長五年關ヶ原合戦起るや、慶隆

東軍に應じて舊領八幡城の回復を計り、稻葉氏と合戦せり、九月三日稻葉貞通犬山より歸陣し、急に赤谷山に在る遠藤慶隆の軍を襲ふ、忠左衛門等奮戦遂に討死し、慶隆身を以て逃るゝを得たり、其後寛文の頃、慶隆の孫常女、一碑を愛宕山の古戦場に建て其靈を弔へり。銘に曰く

遠藤左馬助殿稻葉右京亮殿此地之時討死

左馬助殿 勇士 右京亮殿 勇士

五雄殺活自臨時 遠藤長助 稻葉左兵衛討取

血濺梵天豎勝冥 鷺見忠左衛門 粥川太郎兵衛討取

一戰即成歸劔下 粥川五郎左衛門 原十兵衛討取

倒騎鐵馬上須彌 粥川小十郎 稻葉忠次郎討取

餌取作助 山住太郎兵衛討取

于時寛文二十壬子年七月 日令孫欽

立靈石塔命山野修若殉奉祝五道利勝明王對神三世山關梅山

鷺見忠左衛門の子孫は代々向鷺見に住み、同地鷺見の祖を爲せり。

慶長五年八月郡上八幡城に於ける稻葉右京太夫は、西軍に應じたれば、東軍に投じたる遠藤左馬助、金森出雲、同宗貞等は八幡城を襲へり、此時稻葉氏の爲めに守城せし者に鷺見喜平次なる者あり、之れは弘治二年四月長良川に戦死せし鷺見新藤治の孫なるべく、亂後稻葉氏豊後に移り、喜平次は所領本巢郡神海に歸れり、喜平次數代の孫に上總國武射郡本須賀村に到り醫業を爲せしものあり、同村鷺見氏の祖なり。

第八節 鷺見氏と神社寺院

一、郷社八幡神社 岐阜縣郡上郡口明方村字小野鎮座

應神天皇、天照太神、岡衆女神、仁徳天皇、菅原道真を祭る、鷺見祖藤原頼保、鷺狩の節勸請せしものなり、以前は山上に在りしが、永祿二年遠藤盛數八幡城築造の際現地に遷せりと云ふ、明治六年二月十四日九小區郷社と定められ、四十年八月同所天満神社、西山神明神社合併、四十一年二月饗幣供進指定、四十五年五月若宮神社、水神社合併境内二社。

二、大鷲白山神社 岐阜縣郡上郡高鷲村鎮座

伊弉諾尊、伊弉冊尊、菊理姬命を祭る、永曆元年大内藤原氏此地に來り、鷲見殿と云ひ、社領二石二斗餘を寄進せり、鷲見氏滅亡の後は社殿大破せしを、享保三年七月再興す、明治四十一年九月村社瓢ヶ野白山神社、下谷白山社、前田白山神社及境内姫神社(天領女命)、稻荷神社(倉稻魂神)合併、元洞神社と云ひしを此時白山神社と改む。

三、鷲見白山神社 岐阜縣郡上郡高鷲村鎮座

伊弉諾尊、伊弉冊尊、菊理姬命を祭る、嘉應三年山口才三郎長瀧白山神社分靈奉祀、貞享九年現地に社殿造營、明治四十二年六月無格社蒲田日枝神社(大山咋神)、水上稻荷神社(倉稻魂命)を合併す。

四、爲眞白山神社 岐阜縣郡上郡上保村爲眞鎮座

伊弉諾尊、伊弉冊尊、菊理姬命を祭る、鷲見九郎右衛門神像を奉安すと云ふ。

五、長善寺 岐阜縣郡上郡高鷲村所在

初長瀧寺末無元寺、鷲見賴保の建立する處なりしが、其後鷲見保吉親鷲に歸依し長善寺と改む。

六、教願寺 岐阜縣郡上郡高鷲村所在

初山口才三郎開基、後大家太郎左衛門連如に歸依し建立すと云ふ。

七、檜谷寺 岐阜縣大野郡檜谷所在

檜谷は鷲見藤四郎保憲の開發せし地にして、其孫善保の三男善宗、檜谷寺を開基すと云ふ。

八、大智寺 岐阜縣山縣郡山縣村北野所在

明應九年五月北野城主鷲見美作守保重禪法に歸依して廢寺を再興し、雲黄山大智寺と號し、悟溪八哲の一人玉浦を請じて開山と爲す、境内及び山林並に永代寺領十八石八斗を寄進す、境内十六院の塔頭あり、住僧を以て輪番せり、寛永の初め脇坂主水、正高二十石外一石一斗並に扶持方二人分を永代寄附し、慶安年中岡田十將監代官の時、寺領十八石八斗は公儀高の外なる旨上申せり、其後徳川三代將軍より御代々の御朱印十八石八斗の許狀を受く、任職了堂の時輪番を廢し、獨住地となして中興す。

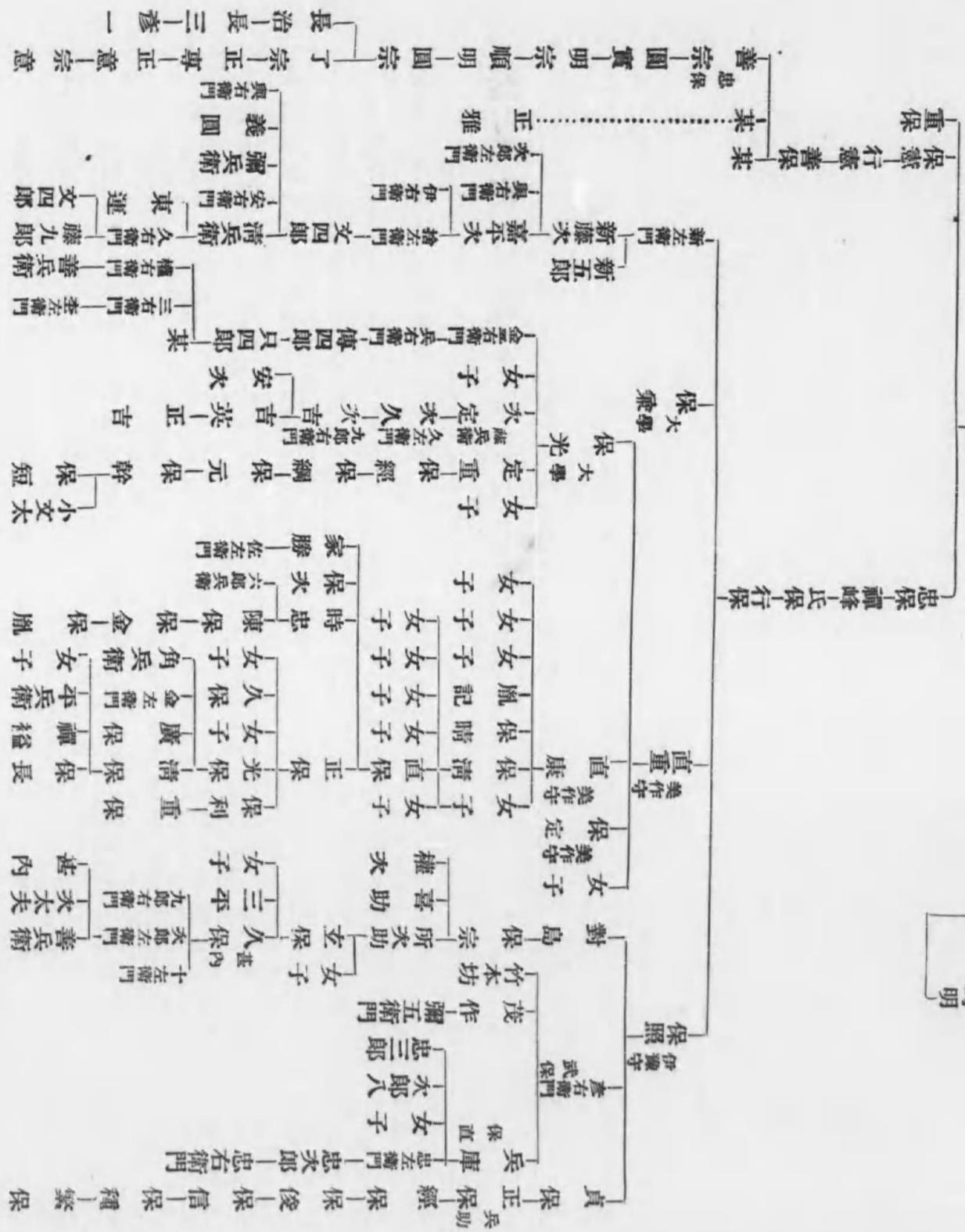
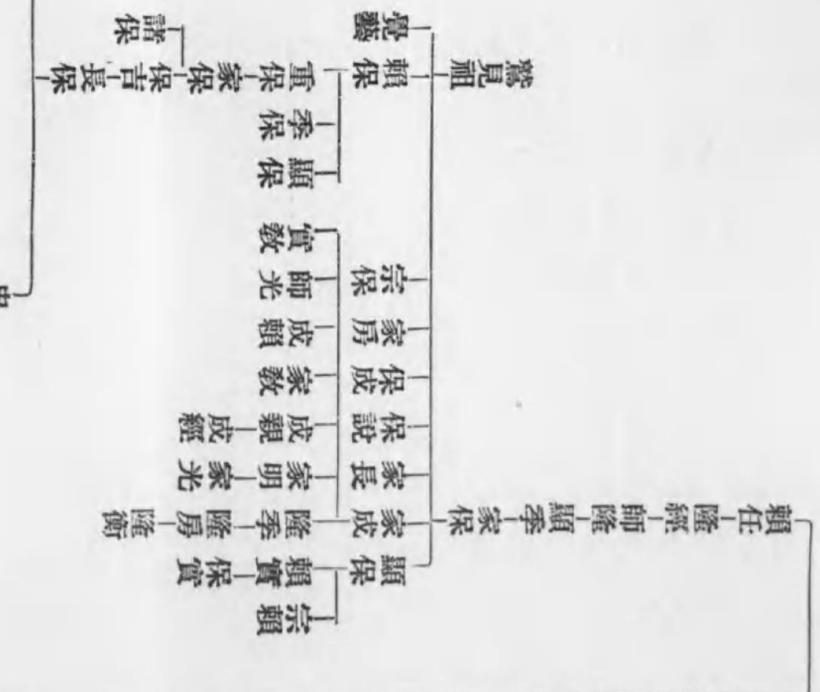
九、津島神社 天満宮 白鬚神社 觀音堂

文明の頃の創立なりと云ふ、天正二年二月十五日七柱を合祀し七社の宮と稱し
鷺見氏、杉山氏等の氏神なりしが、明治五年十一月二十八日村社に列す。
参考の爲め別に鷺見氏分脈表を附す。

鷺見家史蹟終

鷺見氏分脈

藤原鎌足一不比等一房前魚名末茂總繼直道連茂佐忠時明



大正十三年十一月一日印刷
大正十三年十一月五日發行



著者兼
發行者

鷺見周保

印刷者

上田二三藏

印刷所

上田印刷所

東京市麻布區狸穴町十番地
電話青山六七五三番

東京市芝區三田四國町十五番地

日本系圖學會

發行所

306
565

大正十三年十一月一日發行
大正十三年十一月一日發行

不
指

東京
東京
東京

東京
東京
東京

日本系國學會

終